

平成２３年度農林水産関係補正予算について

（ＰＲ版）

・ 漁港、漁場、漁村等の復旧	P 1
・ 共同利用漁船等復旧支援対策事業	P 2
・ 養殖施設復旧支援対策事業	P 3
・ 水産業共同利用施設復旧支援事業	P 4
・ 漁場復旧対策支援事業	P 5
・ 漁船保険・漁業共済支払への対応	P 6
・ 無利子・無担保・無保証人融資の推進	P 7
・ 農地・農業用施設災害復旧等事業（公共）	P 9
・ 災害対策支援機械費（公共）	P 10
・ 農地・農業用施設等災害復旧関連調査（公共）	P 11
・ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業	P 12
・ 東日本大震災農業生産対策交付金	P 13
・ 卸売市場施設災害復旧事業	P 15
・ 配合飼料緊急運搬事業	P 17
・ 政府所有米麦処理等事業	P 18
・ 被災農家経営再開支援事業	P 20
・ 被災家畜円滑処理・関連業種再開支援事業	P 23

・ 農業経営復旧等のための金融支援	P 25
・ 東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業	P 27
・ 土壌等の放射性物質緊急実態調査事業	P 28
・ 農産物等放射性物質調査・分析対策	P 29
・ 輸出農産物等放射能検査対応事業	P 30
・ 山林施設災害復旧等事業（公共）	P 32
・ 緊急治山対策・被害森林緊急復旧対策（公共）	P 33
・ 震災復旧対策緊急調査（公共）	P 34
・ 木材供給等緊急対策	P 35
・ 林業・木材産業等の金融支援措置	P 36
・ きのこ原木の安全性確保対策	P 38

漁港、漁場、漁村等の復旧

【30, 838百万円】

対策のポイント

- ・漁港、集落環境、漁船、漁場等の水産関係施設の被災状況を調査します。
- ・地震や津波により被害を受けた漁港や海岸等を早期に復旧するため、災害復旧事業を実施します。
- ・災害復旧と連携した水産基盤復旧復興対策を実施します。

<背景／課題>

- ・壊滅的な被害を受けた地域の水産業の復旧規模や手順等を検討するため、被災市町村等に代わり、水産関係施設や周辺漁場の被害状況を把握する必要があります。
- ・地震や津波により被害を受けた漁港等を復旧し、水産物供給機能の回復等を図るため、漁港等の災害復旧事業を早期に実施することが必要となっています。
- ・壊滅的な被害を受けた漁業集落整備のための事業計画を策定するとともに、流通拠点漁港において、漁港機能の回復を速やかに図る必要があります。

政策目標

地域住民の生活の安定と水産物の安定供給体制の速やかな復旧

<主な内容>

1. 水産関係施設等被害状況調査事業

348百万円

漁港等の水産関係施設の破損状況や周辺漁場等の海底の被害状況を把握します。

（委託費
事業実施主体：民間団体等）

2. 漁港関係等災害復旧事業（公共）

（1）漁港施設等災害復旧事業

24, 606百万円

地震、津波により被災した漁港、海岸等の災害復旧を実施します。

（2）漁港施設等災害関連事業

376百万円

漁港や海岸等の災害復旧事業の実施のみでは、再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められる場合に、当該被災箇所又はこれを含めた一連の施設について、構造物の強化等を行う災害関連事業を実施します。

（国費率（基本）：2/3、6.5/10、5/10※
事業実施主体：国、都道府県、市町村等）

3. 災害復旧と連携した水産基盤復旧復興対策（公共）

5, 508百万円

漁港施設・海岸保全施設等の被災原因、設計条件見直しにかかる調査、漁業集落整備のための事業計画策定にかかる調査を実施するとともに、流通拠点漁港において、災害復旧と連携して用地等の嵩上げ、排水対策等漁港機能回復を図るための整備を実施します。

（国費率：10/10、1/2
事業実施主体：国、都道府県、市町村、民間団体等）

※激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案（仮称）による嵩上げ制度あり

お問い合わせ先：

（1の事業 水産庁計画課 (03-3506-7897 (直))
2の事業 水産庁防災漁村課 (03-3502-5638 (直))
3の事業 水産庁計画課 (03-3502-8491 (直))

共同利用漁船等復旧支援対策事業

【27, 379百万円】

対策のポイント

被災した漁船・定置網の漁具の復旧のため、漁業協同組合等が行う漁船・定置網の漁具の導入を支援します。

<背景／課題>

- ・東北地方太平洋沖地震及びこれにより発生した津波により東北地方及び関東地方太平洋側を中心に甚大な災害が発生し、幅広い地域で水産関係に壊滅的な被害が生じています。
- ・この中で、漁業生産の根幹である漁船が多数甚大な被害を受けており、また、地域の基幹漁業である定置網も壊滅状態にあり、早急に復旧することが必要となっています。

政策目標

漁船建造、定置網再建による早急な漁業生産活動の再開・継続

<主な内容>

1. 共同利用小型漁船建造事業

7, 569百万円

激甚災害法に基づき、漁業協同組合が組合員の共同利用に供するために建造する小型漁船建造費を補助します。

補助率：国 1 / 3
都道府県 1 / 3 以上
事業実施主体：漁業協同組合

2. 共同利用漁船等復旧支援対策事業

19, 810百万円

1の事業でカバーされない地域、漁協自営等での漁船や定置網の漁具について、漁業協同組合等が策定する共同計画に基づく導入費を補助します。

補助率：国 1 / 2（運営費）
都道府県 1 / 2 以上
国 1 / 3 以内（事業費）
都道府県 1 / 3 以上
事業実施主体：漁業協同組合等

（お問い合わせ先：水産庁沿岸沖合課 （03-6744-2393（直））

養殖施設復旧支援対策事業

【26,665百万円】

対策のポイント

- ・東北地方太平洋沖地震により被災した水産動植物の養殖施設の復旧について支援を行います。
- ・さけ・ます種苗生産施設において、平成24年春の種苗放流が可能となるように、種苗生産体制の整備を緊急に支援します。

<背景／課題>

- ・東北地方太平洋沖地震による津波等の災害により、三陸地方を中心に多くの太平洋沿岸地域の養殖施設に甚大な被害が発生しており、早急な復旧を図る必要があります。
- ・さけ・ます種苗生産施設においては、壊滅的な被害を受け種苗放流が困難となっています。このため、平成24年春の種苗放流に向けた種苗生産のための、緊急対策を講じる必要があります。

政策目標

- 激甚災害法に基づく、被害を受けた養殖施設の早急な復旧。
- さけ・ます種苗の生産及び放流体制の早急な回復。

<主な内容>

1. 養殖施設災害復旧事業

23,965百万円

激甚災害法に基づき、都道府県が実施する災害復旧事業について、復旧事業に要する経費の補助を行います。

（補助率：9／10以内
事業実施主体：漁業者等）

2. さけ・ます生産地震災復旧支援緊急事業

2,700百万円

平成24年春のさけ・ますの種苗放流を可能とするため、緊急対策として、仮設飼育池の整備等を実施します。

（補助率：2／3以内
事業実施主体：漁業者等）

お問い合わせ先：

- 1の事業 水産庁栽培養殖課 (03-6744-2383 (直))
- 2の事業 水産庁栽培養殖課 (03-3502-8489 (直))

水産業共同利用施設復旧支援事業

【1, 815百万円】

対策のポイント

被災した漁協等が所有する水産業共同利用施設の原形復旧や機能復旧に必要な機器等の整備を支援します。

＜背景／課題＞

- ・被災地域において、我が国国民への水産物の安定供給にとって重要な役割を果たしてきた市場、冷凍・冷蔵庫、加工場などの共同利用施設が壊滅的な被害を受けました。
- ・被災地住民のみならず、国民全体への水産物の安定供給を早期に実現するための支援対策を緊急に講じる必要があります。

政策目標

被災した水産業共同利用施設を早期に復旧することで、国民への水産物の安定供給を実現

＜主な内容＞

1. 水産業共同利用施設復旧支援事業

1, 815百万円

被災した漁協等が所有する水産業共同利用施設（市場、荷さばき施設、加工施設、冷凍冷蔵施設等）の早期復旧に必要な機器等の整備に要する経費を支援します。

補助率：2／3、1／2以内
事業実施主体：民間団体等

2. 農林水産業共同利用施設災害復旧事業（経営局計上分）

7, 565百万円の内数

激甚災害法に基づき、被災した漁協等が所有する水産業共同利用施設の復旧に要する経費を支援します。

補助率：9／10、4／10以内等
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

1の事業 水産庁加工流通課 (03-6744-2349 (直))
2の事業 経営局経営政策課 (03-3502-6442 (直))

漁場復旧対策支援事業

【12,286百万円】

対策のポイント

低下・喪失した漁場の機能や生産力の回復を図るため漁業者等が行う漁場での瓦礫等の回収処理等の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・東北地方太平洋沖地震により壊滅的な打撃を受けた漁業を再生するためには、家屋等の堆積物等で機能が低下した漁場を早期に復旧させることが不可欠かつ緊急的な課題となっています。

政策目標

瓦礫の撤去等による漁場の再生

<主な内容>

- ・漁場機能や生産力の回復に必要な漂流・漂着・堆積物等の回収処理等に必要な以下の事業を実施します。

1. 漁場復旧対策支援事業

低下・喪失した漁場の機能や生産力の回復を図るため漁業者等が行う漁場での瓦礫等の回収処理等の取組を支援します。

(1) 漁場生産力回復支援事業

9,296百万円

藻場や磯根資源が喪失したことにより著しく低下した漁場の生産力の回復を図るための漁業者グループが行う漂流物の回収などの取組を支援します（漁業者1人当たり12,100円/日、漁船1隻当たり21,000円/日（15トン未満の場合）を支給。）。

（補助率：定額、8／10、2／3以内
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等）

(2) 漁場漂流物回収処理事業

735百万円

漁場に大量の倒壊した家屋の瓦礫等様々な漂流物等があり、今後漁場に堆積することにより漁場に大きな悪影響を与えるため、早期に漂流物等の回収処理を行います。

（補助率：定額、8／10、2／3以内
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等）

(3) 漁場堆積物除去事業

2,255百万円

漁場に堆積している倒壊した家屋の瓦礫や車等の回収処理を行うことにより低下・喪失した漁場の機能を再生・回復させます。

（補助率：定額、8／10、2／3以内
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等）

（お問い合わせ先：水産庁漁場資源課（03-3502-8486（直））

漁船保険・漁業共済支払への対応

【93, 933百万円】

【[所要額] 104, 757百万円】

対策のポイント

- ・東日本大震災により発生する漁船保険の再保険金及び漁業共済の保険金の支払いに充てるための特別会計への繰入れを措置します。
- ・被災した地域の漁船保険組合の保険金及び漁業共済組合の共済金の支払い財源を補助します。

<背景／課題>

- ・今回の地震・津波により漁船、養殖施設等が甚大な被害を受けており、現時点での被害状況は不明であるものの、これまでに類のない異常な大災害であり、被災漁船に対する保険金、特定養殖共済等に係る共済金の支払いが多額となることが予想されます。
- ・このような事態に対処して、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定及び漁業共済保険勘定における再保険金等の支払いに不足する財源を一般会計から繰り入れ、被災漁業者に対して迅速にかつ確実に保険金・共済金の支払が行えるようにする必要があります。
- ・また、円滑かつ確実な漁船保険事業及び漁業共済事業の実施体制を確保し、被災漁業者に対して保険金・共済金の早期支払を行うため、保険金・共済金の支払いに不足する財源を緊急に補助する必要があります。

政策目標

被災漁業者に対する早急な保険金・共済金の支払

<主な内容>

1. 漁船保険・漁業共済の再保険金等の支払

85, 972百万円

(所要額) 96, 796百万円

漁船普通保険勘定及び漁業共済保険勘定において、東日本大震災により発生する再保険金及び保険金の支払い財源の不足に充てるための財政支出をします。

漁船再保険及び漁業共済保険特別会計へ繰入

補助率：定額

事業実施主体：国（漁船再保険及び漁業共済保険特別会計）

2. 漁船保険組合及び漁業共済組合支払保険金等補助事業

7, 961百万円

漁船保険組合の保険金及び漁業共済組合の共済金の支払いに関し、準備金を超過した場合において、その超過部分についての財源支援等を行う漁船保険中央会及び全国漁業共済組合連合会に対して、国庫補助を行います。

補助率：定額

事業実施主体：漁船保険中央会、全国漁業共済組合連合会

[お問い合わせ先：水産庁漁業保険管理官（03-6744-2355（直））]

漁業者・漁協等への無利子・無担保・無保証人融資の推進 【22, 337百万円】

対策のポイント

被災漁業者や漁協等を対象とした災害復旧関係資金について、実質無利子化・無担保・無保証人化及び代位弁済経費等へ助成します。

<背景／課題>

- 東日本大震災により、漁船等の漁業生産の基盤や、漁業者の活動支援の中核的な役割を担う漁協に壊滅的な被害が生じています。
このため、被災した漁業者・漁協等の復旧資金を円滑に融通することが必要です。

政策目標

東日本大震災における漁業者・漁協等の復旧に当面必要な融資資金690億円の融通の円滑化（公庫資金融資枠60億円+民間資金保証枠630億円）

<主な内容>

- 1. 漁業関係資金無利子化事業** 385百万円
被災漁業者を対象として、漁業近代化資金、日本政策金融公庫資金の貸付金利を実質無利子化します。
融資枠：380億円（うち公庫資金60億円、近代化資金320億円）
補助率：定額
事業実施主体：民間団体
- 2. 漁業関係公庫資金無担保・無保証人事業** 2,200百万円
1の事業で無利子化する公庫資金の無担保・無保証人融資が可能となる融資制度の構築に必要な額を日本政策金融公庫に対し出資します。
補助率：定額
事業実施主体：日本政策金融公庫
- 3. 漁業者等緊急保証対策事業** 4,785百万円
漁船建造資金や漁協の復旧資金等に対して、無担保・無保証人融資を推進するための緊急的な保証について支援します。
保証枠：630億円
（漁業近代化資金及び漁協等向け資金を含む民間融資を対象）
補助率：定額
事業実施主体：漁業信用基金協会、独立行政法人農林漁業信用基金
- 4. 保証保険資金等緊急支援事業** 14,530百万円
急増が見込まれる保証保険機関の代位弁済経費等へ助成します。
補助率：定額
事業実施主体：漁業信用基金協会、独立行政法人農林漁業信用基金
- 5. 漁協経営再建緊急支援事業** 437百万円
被災漁協等が経営再建のために借り入れる資金を実質無利子化します。
融資枠：150億円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

（お問い合わせ先：水産庁水産経営課（03-3502-8418（直）））

漁業者・漁協等の復旧等のための金融支援について

公庫資金及び漁業近代化資金で530億円の実質無利子化措置、690億円の無担保・無保証人化措置等により、漁業者・漁協等の復旧等									
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

		資金名	融資枠	保証枠	実質無 利子化	無担保・ 無保証人化	対象者	資金使途	講じる措置の概要
公庫資金	緊急運転 (中長期)	セーフティネット資金	60億円	-	○	○	漁業者	災害復旧の 長期運転資金	<u>一定期間無利子</u> <u>無担保・無保証人貸付</u>
	施設復旧等	農林漁業施設資金 (災害復旧)					漁業者等	施設等(漁船を含む。 以下同じ。)の 修理	
		漁船資金等					漁業者等	施設等資金、 長期運転資金	

民間資金	施設復旧等	漁業近代化資金	320億円	630億円		○	○	漁業者等	施設等資金、長期運転資金	<u>一定期間無利子</u> <u>無担保・無保証人貸付</u>
	緊急運転、施設復旧等	一般事業資金	-			-	○	中小漁業者等	施設等資金、運転資金（長期、短期）、借換資金	<u>無担保・無保証人貸付</u>
		漁協経営再建資金	150億円			○	○	漁協等	施設等資金、運転資金、借換資金	<u>全期間無利子（最長15年）</u> <u>無担保・無保証人貸付</u>

農地・農業用施設災害復旧等事業（公共）

【68,901百万円】

対策のポイント

排水機場等の応急対策を実施するとともに、除塩事業及び農地等の災害復旧を市町村に代わって国・県等が行う仕組みを創設します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災により被災した農業地域においては、農業の維持と農業経営の安定を図るため、災害復旧事業の速やかな実施が求められています。
- ・また、津波により壊滅的な被害が生じている地域において円滑な災害復旧を行うためには、除塩を含めた災害復旧等について、国等が緊急的に取り組む必要があります。

政策目標

被災した農地・農業用施設等の速やかな復旧整備

<主な内容>

1. 東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案（仮称）に基づく事業

東日本大震災に係る津波による災害に対処し、早期営農再開を図るため、国等が緊急的に行う災害復旧及び除塩並びにこれと併せて区画整理等の事業を円滑に実施できることとする等の措置を講じます。

除塩事業：2,450百万円
国費率（基本）：9/10
事業実施主体：国、都道府県、市町村、土地改良区等
災害復旧事業等：66,340百万円の内数
国費率（基本）：6.5/10、5/10※
事業実施主体：国、都道府県、市町村、土地改良区等

2. 災害復旧事業等

（1）災害復旧事業（農地・農業用施設等）

地震、津波により被災した農地・農業用施設等の災害復旧を実施します。

- 直轄農業用施設災害復旧事業
- 農業用施設災害復旧事業
- 農地災害復旧事業
- 水資源開発施設災害復旧事業
- 海岸保全施設等災害復旧事業

66,340百万円の内数
国費率（基本）：6.5/10、5/10※
事業実施主体：国、都道府県、市町村、土地改良区等

（2）農地・農業用施設災害関連事業

再度災害防止のために災害復旧事業に併せて行う施設の改築又は補強及び農村生活環境施設等の復旧を行います。

- 農業用施設等災害関連事業
- 海岸保全施設等災害関連事業
- 災害関連農村生活環境施設復旧事業

66,340百万円の内数
国費率（基本）：5/10※
事業実施主体：国、都道府県、市町村、土地改良区等

3. 農業農村整備事業

国営土地改良事業の実施地区における農地・農業用施設等の機能回復を実施します。

111百万円
国費率：2/3
事業実施主体：国

※激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律、東日本大震災に対処するための特別の土地改良法の特例に関する法律案（仮称）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案（仮称）による嵩上げ制度あり

[お問い合わせ先：農村振興局防災課（03-6744-2211（直））]

災害対策支援機械費（公共）

【８７７百万円】

対策のポイント

湛水した農地について、国が保有する排水ポンプ等を投入し、海水等を強制排水します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災に伴う大津波により、農地等に大量の海水が湛水しており、災害復旧、復興の大きな支障となっています。
- ・沿岸部では地殻変動の影響で標高が最大で 0.7m沈下したため、雨水等の自然排水が困難な状況となっているうえ、排水施設が津波の被災により排水不能となっていることから、降雨期の洪水被害など二次災害が懸念されています。

政策目標

湛水被害、塩水被害の早期解消・二次災害防止

<主な内容>

1. 湛水している農地等について早期の湛水解消を図るため、地元の要請に応じて国が保有する災害応急用ポンプを緊急的に配備し、排水対策を実施します。
2. 沿岸部で津波の被災により排水不能となっている排水機場について、降雨に伴う周辺地域の洪水被害などの二次災害を防止するため、一定の排水能力を有するポンプを借り上げて、配備し、早期に排水対策を実施します。

国費率：１０／１０
事業実施主体：国

[お問い合わせ先：農村振興局設計課（０３－３５０１－６０９４（直））]

農地・農業用施設等災害復旧関連調査（公共）

【2, 628百万円】

対策のポイント

農地・農業用施設等の被災状況調査、機能の点検・診断や復旧計画の策定等を実施します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災により被災した農業地域においては、農地・農業用施設等の農業基盤及び海岸保全施設が損壊しただけでなく、多くの人命の喪失、住宅や公共施設の損壊、地殻変動による地形の変化等が生じている状況です。
- ・このような地域の復旧に当たっては、地域の被害状況を精査した上で、十分な排水能力・安全性を有する農業用施設の整備や、それに付随した高い生産性を実現するための農地の区画整理等、将来の復興を見据えた秩序ある復旧対策を講じる必要があります。
- ・また、被災農業地域における二次災害の未然防止や営農再開に向け、農業用施設等の機能点検を踏まえた上で適切な対策を実施することが不可欠です。

政策目標

農地・農業用施設等の速やかな災害復旧

<主な内容>

1. 農業基盤復旧整序化検討調査

590百万円

農地・農業用施設等の被災状況調査や農業基盤に関する基礎的事項の調査を行い、秩序ある農業農村の復旧を支援します。

（国費率：10／10
事業実施主体：国）

2. 農地・農業用施設等緊急調査

1, 938百万円

被災農業地域における二次災害の未然防止や営農再開のため、農業用排水施設の点検・診断、地すべり危険箇所等の調査及び復旧計画等の策定を緊急に実施します。

（国費率：10／10
事業実施主体：国）

3. 海岸保全施設耐震・津波対策緊急調査

100百万円

被災した海岸保全施設について、被災状況調査を実施するとともに、耐震・津波対策に資する設計手法を検討し、海岸保全施設の早期復旧・復興を支援します。

（国費率：10／10
事業実施主体：国）

お問い合わせ先：

- | | | |
|------|-----------|--------------------|
| 1の事業 | 農村振興局防災課 | (03-3502-6430 (直)) |
| 2の事業 | 農村振興局水資源課 | (03-3591-7073 (直)) |
| 3の事業 | 農村振興局防災課 | (03-6744-2199 (直)) |

農林水産業共同利用施設災害復旧事業

【7, 565百万円】

対策のポイント

東日本大震災により被災した、農林水産業共同利用施設の復旧に要する経費の一部を国が負担します。

<背景／課題>

- ・農林水産業者の経営の維持と安定を図るため、東日本大震災により被災した農業協同組合等が所有する農林水産業共同利用施設の復旧が求められています。

政策目標

被災農林水産業者の経営の安定に寄与するための災害復旧制度の適切な運用

<主な内容>

1. 事業対象となる施設の所有者

農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合、農事組合法人、一般社団法人、一般財団法人、地方公共団体

(「農林水産業共同利用施設」について)

- ・農業協同組合等が所有する施設
農林水産業用の倉庫、加工施設、共同作業場、市場施設、種苗生産施設、養殖施設、公害防止施設など
- ・地方公共団体が所有する施設
種苗生産施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、公害防止施設（農林水産物の生産又は処理加工に伴って生ずる公害の防止のために必要なものに限る。）、産地市場施設（水産関係施設に限る）など

2. 助成対象

農業協同組合等が所有する農林水産業共同利用施設で、1箇所の工事の費用が40万円（激甚災害法第6条の規定に基づく政令で定める地域（告示地域）内においては13万円）以上の災害復旧事業に対して助成を行います。

3. 補助率等（暫定法第3条、激甚災害法第6条）

区 分		採択基準	補 助 率 等	
			40万円までの部分	40万円を超える部分
激 甚 災 害	告 示 地 域 [*]	13万円以上	4／10	9／10
	そ の 他 の 地 域	40万円以上	3／10	5／10

(※告示地域とは激甚災害法施行令第19条の規定に基づき告示された地域)

【参考】事業の根拠となる法律

- ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律169号）
- ・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律150号）

[お問い合わせ先：経営局経営政策課（03-3502-6442（直））]

東日本大震災農業生産対策交付金

【34, 134百万円】

対策のポイント

東日本大震災により、農業用施設や営農用資機材などに被害を受けた地域における農業生産の復興を支援します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災により、東北地方及び関東地方の太平洋側を中心に農業用施設や営農用資機材などに被害が発生しました。
- ・これら被害を受けた地域における農業生産の復興のためには、再生可能エネルギー供給施設を含む農業生産関連施設の復旧や農業機械の確保等が喫緊の課題となっています。
- ・23年産以降の営農を確保するため、共同利用施設の復旧を始めとする、速やかな支援が必要です。

政策目標

被災地域における農業生産の復興

<主な内容>

1. 整備交付金

28, 419百万円

- (1) 乾燥調製貯蔵施設、集出荷施設、加工施設、家畜排せつ物処理施設、自給飼料保管調整施設、鳥獣被害防止施設その他の共同利用施設、農業研修教育施設、乳業施設の復旧（改修・補修、再編、撤去等（復旧に際して、既存動力源を再生可能エネルギーで稼働するものに変更する場合を含む））
- (2) 農業用施設の安定的運営を支えるバイオマス、小水力等の再生可能エネルギー供給施設の復旧（改修・補修、再編、撤去等）

2. 推進交付金

5, 715百万円

- (1) 共同利用農業機械等のリース方式等による新規導入、使用可能な農業機械の有効利用に向けた利用調整活動
- (2) 被災農家の次期作に必要な生産資材（肥料、農業用薬剤等）の購入等
- (3) 土壌中の放射性物質の農作物による吸収を抑制するための資材施用に対する支援
- (4) 早期の営農再開を目指す地域における土壌分析、被災農業者への相談・指導活動等に対する支援

（ 交付率：都道府県への交付率は定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体、NPO法人等 ）

お問い合わせ先：

1 及び 2 の事業 生産局総務課生産推進室 （03-3502-5945（直））
そのうち 1 の（1）の農業研修教育施設
経営局人材育成課 （03-6744-2160（直））
1 の（2）の事業 大臣官房環境バイオマス政策課
（03-3502-8466（直））

東日本大震災農業生産対策交付金

<事業のポイント>

- 1 当面の県の事業要望に柔軟に対応
 - 必要な財源を国は県に一括して定額で配分
 - 個々の事業採択は県の裁量で機動的に実施可能
- 2 震災対応として、従来対象としていない取組も支援
 - JAや市町村所有以外の農家が共同利用する施設(※1)の復旧
 - 農業用資材等

※1: 農林水産業共同利用施設災害復旧対策事業の対象とならないもの

<支援内容>

整備交付金	推進交付金
改修・補修、再編、撤去等 幅広い施設等を対象(※2)	共同利用農業機械等の導入(リース等)、利用調整活動
乾燥調製貯蔵施設 集出荷施設 鳥獣被害防止施設 農業研修教育施設 乳業施設 再生可能エネルギー供給施設等	次期作に必要な生産資材(肥料、農薬等)の購入等
	放射性物質の吸収抑制資材施用
	土壌分析、被災農業者への相談・指導等の普及活動

※2: 復旧に際して、既存動力源を再生可能エネルギーで稼働するものに変更する場合を含む

<事業の流れ>



卸売市場施設災害復旧事業

【1, 831百万円】

対策のポイント

被災地に対する生鮮食料品等の安定的な供給体制を早急に確保するため、被災した卸売市場の復旧を強力に支援します。

<背景／課題>

- ・今般の東日本大震災により、被災地域の卸売市場は甚大な被害を受け、国民生活に欠くことのできない生鮮食料品等の流通状況は悪化しており、被災地域に対する生鮮食料品等の安定的な供給体制を早急に確保することが必要です。

政策目標

地震により甚大な被害を受けた卸売市場施設の早急な機能復旧を図り、生鮮食料品等の安定的な供給体制を早急に確保

<主な内容>

卸売市場施設災害復旧事業

1, 831百万円

東日本大震災により甚大な被害を受けた卸売市場の早急な復旧のため、卸売場、食肉関連施設、冷蔵庫施設、電気・給排水設備等の施設整備に対し支援します。

（補助率：中央卸売市場2／3、地方卸売市場1／2
事業実施主体：卸売市場の開設者（地方公共団体、民間団体）

（お問い合わせ先：
総合食料局流通課（03-6744-2059（直））

卸売市場施設災害復旧事業

【現行の支援内容】

1. 事業内容
卸売市場法に基づき農林水産大臣が定める中央卸売市場整備計画に基づいて行う整備等に対し交付金により支援

2. 事業実施主体
地方公共団体等

3. 交付率
定額(4/10以内、1/3以内)

4. 施設整備の取組
ア 中央卸売市場施設整備タイプ
イ 卸売市場再編促進施設整備タイプ
ウ 卸売市場活性化等事業タイプ
エ 地方市場施設整備タイプ

【課題】

今般の東日本大震災により、被災地域の卸売市場は甚大な被害。特に太平洋沿岸に所在する卸売市場は壊滅的な被害。

生鮮食料品等の流通状況は極度に悪化し、被災地域に対する生鮮食料品等の安定的な供給体制の確保が必要。

国民生活に必要な生鮮食料品等を供給する卸売市場は、産地と消費者を結ぶ基礎的な社会インフラとしての性格を有しており、早急に復旧させる必要。

【対応】

被災地域の卸売市場における災害復旧に要する経費を対象とする補助金を創設するとともに、補助率を十分に手当てすることにより地方公共団体等の負担を軽減

支援の内容

事業費の2/3、又は1/2の補助

○ 阪神・淡路大震災の災害復旧事業と同様に

- ・ 中央卸売市場
→ 補助率2/3に引き上げ
- ・ 地方卸売市場
→ 補助率1/2に引き上げ

◎卸売市場を早急に復旧させ、生鮮食料品等の安定的な供給体制を確保

配合飼料緊急運搬事業

【 1, 0 7 2 百万円】

対策のポイント

地震により配合飼料の製造機能が大きく損なわれた東北地方に対し、他地域からの配合飼料の輸送を促進します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災により被災した配合飼料工場については、製造機能が大きく損なわれており、復旧の途についているものの、地域内での生産は震災前の水準を大幅に下回っています。
- ・このため、東北地方での配合飼料の生産能力がある程度回復するのに必要な期間において、他地域の配合飼料工場から、東北地方の畜産農家に配合飼料を供給する取組を促進する必要があります。

政策目標

東北地方への配合飼料の供給を確保

<主な内容>

配合飼料緊急運搬事業

東北地方での配合飼料の生産能力がある程度回復するのに必要な期間（４～６月の３ヶ月間）において、配合飼料の製造・販売を行う事業者等が配合飼料を北海道、九州等の配合飼料工場から東北地方の飼料配送基地まで輸送する場合の輸送費に対して助成します。

補助率：定額
事業実施主体：配合飼料メーカー等

お問い合わせ先：
生産局畜産部畜産振興課 （０３－３５９１－６７４５（直））

政府所有米麦処理等事業

【[所要額] 5, 206百万円】

対策のポイント

損傷した政府所有米麦等の廃棄処理及び荷崩れの現状復旧を早急に行うとともに、損傷した備蓄小麦の代替品等を遠隔地のサイロや港から輸送する経費を助成します。

<背景／課題>

- ・今般の東日本大震災により、政府所有米麦等に水濡れなどの損傷等が発生しています。また、最寄りの港等が被災しているため、一部の製粉企業等においては、輸入小麦の確保が困難となっています。
- ・被災地の住民はもとより、国民に対して米麦を安定的に供給するためには、損傷した米麦の処理及び現状復旧を早急に行うとともに、製粉企業等に対して遠隔地のサイロや港から小麦を円滑に供給する必要があります。

政策目標

損傷した政府所有米麦等の廃棄処理や現状復旧等により、米麦の安定供給を図る

<主要内容>

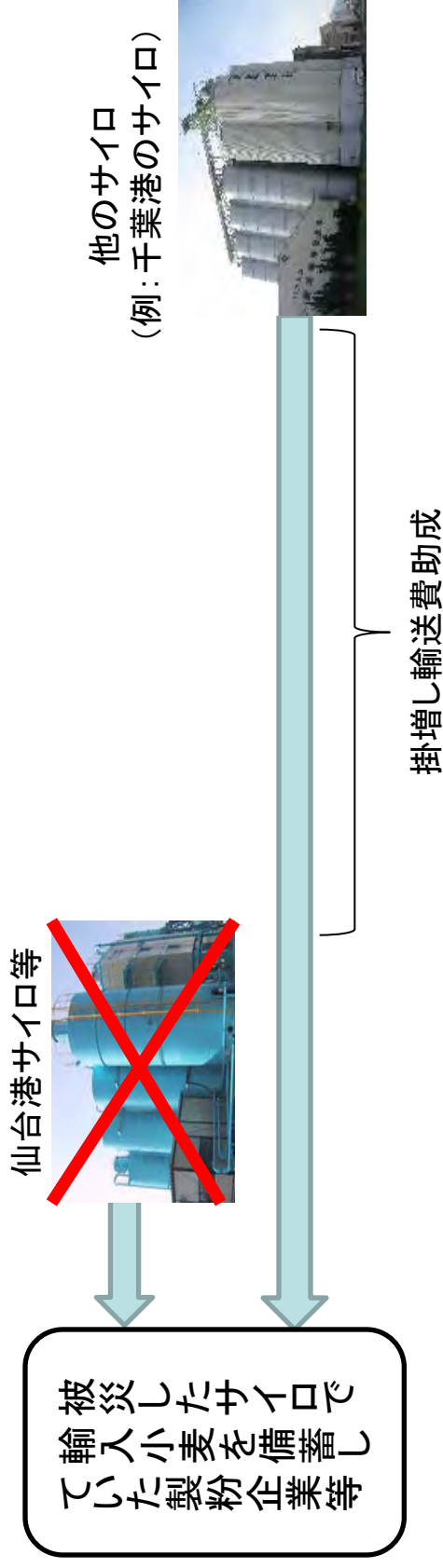
- 1. 政府所有米麦に係る損傷品の廃棄処理経費等** 4, 538百万円
損傷した政府所有米麦の廃棄処理及び倉庫内で荷崩れなどを起こした政府所有米穀の荷直しなどの復旧作業を行います。
- 2. 輸入米麦に係る損傷品の廃棄処理経費等** 585百万円
 - ・輸入商社が国に引渡すまでの間に保有する輸入米麦の損傷品を買入れ、処理します。
 - ・製粉企業等が食糧麦備蓄対策事業により国家備蓄している輸入小麦の損傷品の処理に要する経費について助成を行います。
- 3. 食糧小麦遠隔地輸送助成対策事業** 83百万円
 - ・損傷品となった備蓄小麦の代替小麦を遠隔地のサイロから輸送する経費
 - ・被災した最寄りの港及びサイロが復旧するまでの間に、輸入小麦を遠隔地の港から輸送する経費について助成を行います。

（ 補助率：1/2
事業実施主体：製粉企業等 ）

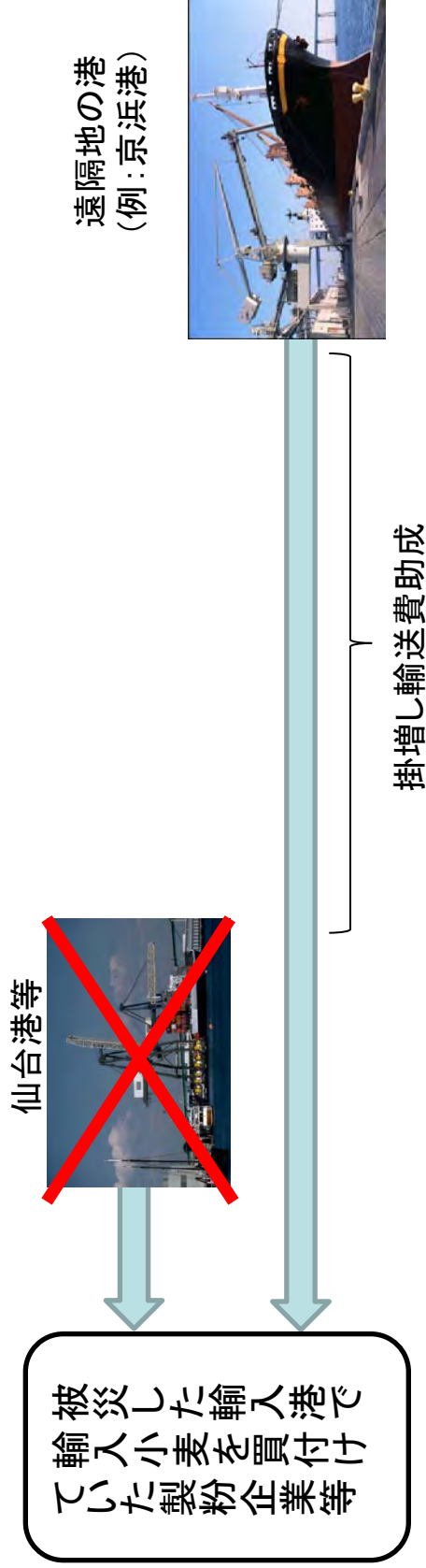
（ お問い合わせ先： 総合食料局食糧部食糧貿易課
（03-3502-7871（直）） ）

食糧小麦遠隔地輸送助成対策事業の助成の考え方

① 損傷品となった備蓄小麦の代替小麦を遠隔地のサイロから輸送する経費



② 輸入小麦を遠隔地の輸入港から輸送する経費



被災農家経営再開支援事業

【5, 221百万円】

対策のポイント

東日本大震災で被害を受けた地域において、地域の取組として、経営再開に向けた復旧作業を共同で行う農業者に対して、経営再開のための支援金を交付し、地域農業の再生と早期の経営再開を目指します。

＜背景／課題＞

- ・東日本大震災において、津波等の影響により平成23年度以降の生産を断念せざるを得なくなった農地や倒壊した畜舎が多く発生しています。
- ・これらの農地や畜舎で経営を再開するためには、ゴミや礫の除去、農地や畜舎周辺の清掃や水路等の補修のみならず、除草や土づくりなど農地等の生産力を回復させるための作業や、畜舎や放牧地の整備等の作業を行い、営農が可能な状態にしていく必要があります。
- ・このため、経営再開の意思のある被災農家が、地域において共同で行う復旧作業等の取組に対して助成（経営再開支援金）を行い、地域農業の再生と早期の経営再開を図ります。

政策目標

被災地域における地域農業の再生と早期の経営再開の実現

＜主な内容＞

1. 経営再開支援金

5, 192百万円

復旧作業を共同で行う農業者に対して、復興組合等を通じてその活動に応じ経営再開支援金を支払います。（地域で復興組合等を組織）

（補助率：定額
事業実施主体：県、市町村）

（1）水田作物・野菜・果樹

農作物の作付が困難となった農地のうち、共同で復旧作業を行うものの面積に対して支援金を交付します。

営農の種類	支援単価
水田作物	3.5万円／10a
露地野菜（花きを含む）	4.0万円／10a （7.0万円／10a）
施設野菜（花きを含む）	5.0万円／10a （14.0万円／10a）
果樹	4.0万円／10a （9.0万円／10a）

注：単価の（ ）は自力で施設の撤去等を行う場合。

(2) 畜産

飼養再開に係る共同作業を行う場合に、家畜・家禽の頭羽数当たりで支援金を交付します。

家畜の種類	支援単価
乳用牛	29,700円／頭
肉用牛（繁殖経営）	182,200円／頭
肉用牛（肥育経営）	21,700～59,000円／頭
肉用牛（育成経営）	10,500～13,200円／頭
豚（繁殖豚）	22,400円／頭
鶏（採卵鶏）	12,000円／千羽

2. 推進事務費

28百万円

経営再開支援金の交付に係る業務を県又は市町村が実施するのに必要となる事務経費です。

（補助率：定額
事業実施主体：県、市町村）

お問い合わせ先：

1の（1）及び2の事業

大臣官房戸別所得補償制度企画チーム（03-6744-1850（直））

生産局農業生産支援課（03-3597-0191（直））

生産局生産流通振興課（03-3501-6081（直））

1の（2）の事業

生産局畜産部畜産企画課（03-3502-0874（直））

被災農家経営再開支援事業の概要

○ 東日本大震災で被害を受けた地域において、地域の取組として、経営再開に向けた復旧作業を共同で行う農業者に対して、経営再開のための支援金を交付し、地域農業の再生と早期の経営再開を目指します。

事業内容

復旧作業を行う農業者に対して、復興組合等を通じてその活動に応じ経営再開支援金を支払います。

対象者

震災により農作物の作付又は家畜の飼養が不可能となった農業者であって、経営再開に向けた復旧作業を行う農業者（地域で復興組合等を組織）

支援単価

(1) 水田作物・野菜・果樹

農作物の作付が困難となった農地のうち、共同で復旧作業を行うものの面積に対して支援金を交付します。

営農の種類	支援単価
水田作物	3.5万円/10a
露地野菜（花きを含む）	4.0万円/10a（7.0万円/10a）
施設野菜（花きを含む）	5.0万円/10a（14.0万円/10a）
果樹	4.0万円/10a（9.0万円/10a）

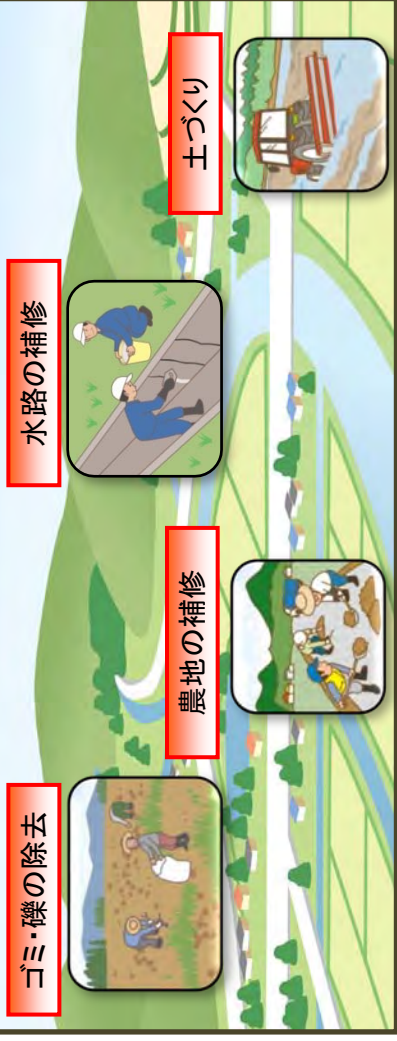
注：単価の（ ）内は公共事業によらず、自力で施設の撤去等を行う場合

(2) 畜産

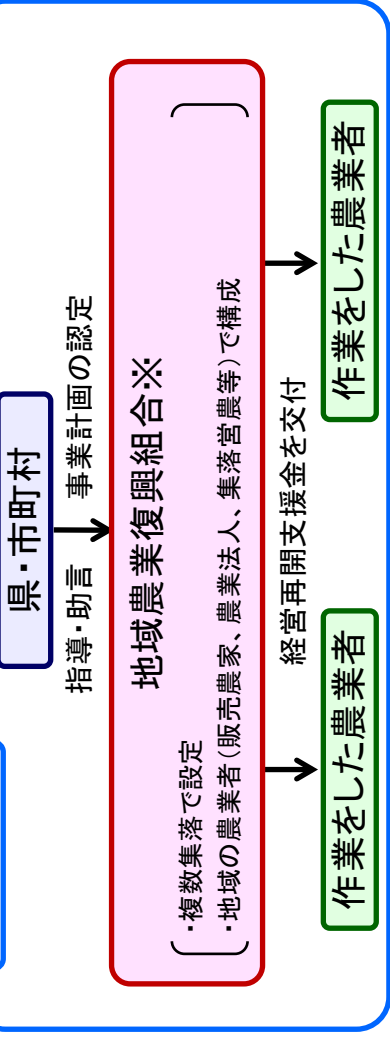
飼養再開に係る共同作業を行う場合に、家畜・家禽の頭羽数当たりで支援金を交付します。

家畜の種類	支援単価	家畜の種類	支援単価
乳用牛	29,700円/頭	肉用牛（育成経営）	10,500円～13,200円/頭
肉用牛（繁殖経営）	182,200円/頭	豚（繁殖豚）	22,400円/頭
肉用牛（肥育経営）	21,700円～59,000円/頭	鶏（採卵鶏）	12,000円/千羽

経営再開に向けた復旧作業（例）



実施体制



※畜産の場合は、牧野組合等の共同作業の内容に応じた組合

被災家畜円滑処理・関連業種再開支援事業

【649百万円】

対策のポイント

被災地域において、死亡した家畜の円滑な処理、獣医師など関連業種従事者の技能・技術の維持・回復を図るための研修等の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災の直接的な影響のみならず、電力や飼料供給の不足、飼養者の避難等の影響による家畜（家きんを含む。以下同じ。）の死亡が多発しており、これらの死亡家畜を早急かつ適正に処分しなければ、畜産農家の経営再開に当たり支障となるばかりか、公衆衛生上でも家畜の腐敗等による問題を生じかねない状況です。
- ・また、被災した畜産農家の経営再開に当たり、獣医師、人工授精師等の関連業種従事者が地域外に流出したことによる従事者の不足により、経営継続が困難となることも懸念されます。

政策目標

被災した畜産農家の経営の継続・再建支援

<主な内容>

1. 被災家畜円滑処理支援

634百万円

死亡した家畜の化製処理や埋却・焼却、死亡した家畜を適切に一時保管する施設の導入を支援する都道府県の取組に対して、経費の一部を補助します。

補助率：定額（1／2相当）、1／2以内
事業実施主体：都道府県

2. 関連業種再開支援

15百万円

畜産農家の経営再開後、業務を継続する関連業種従事者を対象として、一時的な就業の斡旋や技能・技術の維持・回復のための研修経費を支援する都道府県の取組に対して、経費の一部を補助します。

補助率：1／2以内
事業実施主体：都道府県

お問い合わせ先：

- 1の事業 生産局畜産部食肉鶏卵課 (03-6744-2130 (直))
2の事業 生産局畜産部畜産企画課 (03-3502-0874 (直))

被災家畜円滑処理・関連業種再開支援事業

1. 被災家畜円滑処理支援

(1) 補助対象家畜

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震及びこの余震により死亡した家畜の処理うち、次のア及びイを満たすもの。

ア 市町村の実施する災害等廃棄物処理事業費補助金の助成対象とならない家畜の処理

イ 次のいずれかの原因により死亡した家畜の処理

- ・畜舎倒壊による圧死等地震の直接的な被害
- ・電力や飼料供給の不足
- ・ライフラインの損壊
- ・飼養者の避難(福島第1及び第2原子力発電所事故によるものを除く。)

なお、家畜とは、牛、豚、鶏その他地方農政局長が認める家畜とします。

(2) 補助経費

① 化製処理(輸送費、焼却費を含む。)

- ・牛: 21,600円/頭
- ・豚: 2,400円/頭
- ・鶏: 54円/羽

② 埋却・焼却(輸送費、作業員賃金、重機借上費を含む。)

- ・1/2以内

③ 一時保管施設の導入(リース及び賃借のみ)

- ・190,000円/箇所

(3) 事業実施主体

都道府県

2. 関連業種再開支援

(1) 対象者

次の①及び②を満たす畜産関連業種従業者であること

- ① 津波により家畜の飼養が不可能となった地域の畜産関連業種で、平成23年3月1日時点で、その地域で開業又は勤務していた者
- ② 畜産農家の経営再開後、当該地域で業務を継続すること

※畜産関連業種： 獣医師、家畜人工授精師、酪農ヘルパー、コントラクター、TMRセンター、牛群検定員、削蹄師等

(2) 対象経費

- ① 一時的な就業の斡旋経費、就業のための調整に係る経費：1/2以内
- ② 技能・技術の維持・回復のための研修に係る経費：1/2以内

(3) 事業実施主体

都道府県

お問い合わせは、

1の事業は、農林水産省生産局畜産部食肉鶏卵課(03-6744-2130)

2の事業は、農林水産省生産局畜産部畜産企画課(03-3502-0874)

までお尋ねください。

農業経営復旧等のための金融支援

【7, 766百万円】

対策のポイント

東日本大震災による被害を受けた農業者等に対して、速やかな復旧のために必要となる資金が円滑に融通されるよう利子助成金等を交付します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災により農業者等には重大な被害が発生しており、速やかな復旧のためには必要な資金が円滑に調達されることが重要です。

政策目標

意欲ある多様な農業者による農業経営の特性に応じた資金調達の円滑化

<主な内容>

1. 農業経営復旧対策利子助成金等交付事業

被害を受けた農業者等が借り入れる日本政策金融公庫（日本公庫）等の災害復旧関係資金について、一定期間（最長18年間）実質無利子での借入れが可能となるよう、必要となる利子助成金を交付します（融資枠：400億円）。

併せて、農林漁業セーフティネット資金・農林漁業施設資金（災害復旧）の貸付限度額を拡充するほか、据置期間・償還期限の延長（いずれも3年）を行います。

（農業経営復旧対策利子助成金等交付事業 444百万円
事業実施主体：（財）農林水産長期金融協会）

2. 日本公庫資金円滑化貸付事業（実質無担保・無保証人による貸付）等

日本公庫が貸し付ける災害復旧関係資金について、実質無担保・無保証人で貸し付けることができるよう、必要となる出資金を交付します。また、日本公庫が貸付業務を円滑に実施するために必要な経費やコスト相当額を補給金として交付します。

株式会社日本政策金融公庫出資金 6, 000百万円
株式会社日本政策金融公庫補給金 193百万円
事業実施主体：株式会社日本政策金融公庫

3. 農業経営復旧対策特別保証事業

被害を受けた農業者等の資金調達の円滑化を図るため、以下の交付金を交付します。

- ① 農業信用基金協会が実質無担保・無保証人での債務保証ができるよう、債務保証の事故時の（独）農林漁業信用基金（信用基金）の保険割合を引き上げるために必要となる財務基盤強化のための交付金
- ② 農業近代化資金等の借入時の保証料負担を軽減できるよう、信用基金の保険料及び農業信用基金協会の保証料を引き下げるために必要となる財務基盤の強化のための交付金

（農業経営復旧対策特別保証事業 736百万円
事業実施主体：（独）農林漁業信用基金及び農業信用基金協会）

4. 被害農家営農資金利子補給等補助金

被害を受けた農業者等が、経営の復旧に緊急に必要なとなる運転資金である天災融資資金について、農協や銀行等の金融機関から実質無利子での借入れが可能となるよう、必要となる利子補給金を交付します（融資枠：1,000億円）。

被害農家営農資金利子補給等補助金 393百万円
補助率：65／100又は50／100
事業実施主体：都道府県

お問い合わせ先：

1～3の事業 経営局金融調整課（03-3501-3726（直））
4の事業 経営局経営政策課（03-6744-2142（直））

農業経営復旧等のための農業金融支援について

天災資金で1,000億円(※)、公庫資金等で400億円の実質無利子化措置等(※2)により、農業経営の復旧等を支援。

	資金名	対象者	資金使途	償還期限・据置期間	備考
公庫資金	緊急運転 (中長期)	セーフティネット資金	主業農業者	災害復旧の 中長期の運転資金	据置 3年 → 6年 期限 10年 → 13年 貸付限度額を 600万円又は年間経営費の3/12 ↓ 1,200万円又は年間経営費の12/12 に拡充。
	施設復旧等	農林漁業施設資金 (災害復旧)	農業者	施設等の修理	据置 3年 → 6年 期限 15年 → 18年 貸付限度額を 負担額の80%又は1施設あたり600万円 ↓ 負担額の100%又は1施設あたり1,200万円 に拡充。
		スーパーL資金等	認定農業者等	長期運転資金、 施設資金	据置 10年 → 13年 期限 25年 → 28年

民間資金	緊急運転 (短中期)	天災資金	農業者	種苗代、肥料代等	天災 6年 激甚 7年 期限	激甚災害の指定により、貸付限度額を引き上げ。
	施設復旧等	農業近代化資金	主業農業者	長期運転資金、 施設資金	据置 7年 → 10年 期限 20年 → 23年	

※ 天災資金の融資枠1,000億円については、農林漁業全体のもの。

※2 実質無利子化期間は貸付から18年間

東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業

【542百万円】

対策のポイント

被災した農地・農業用施設に係る負担金について、最大3年間の利子助成事業を創設し、営農再開まで農家を支援します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災により、土地改良負担金の償還中に農地・農業用施設が被災した場合、農業収入が減少し、償還が困難になることから、営農が再開できるまでの間、土地改良負担金の償還を猶予するための支援を行います。

政策目標

負担金を償還中の地区において、営農再開までの間、利子相当額を助成することにより、被災農家の経済的負担を軽減

<主な内容>

東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成

542百万円

東日本大震災により一定規模以上の被災を受けた土地改良負担金を償還中の地区において、負担金の償還猶予の期間に発生する償還金の利子相当額を土地改良区等に最大3年間助成する事業を創設し、被災農家の経済的負担を軽減します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：

農村振興局農地資源課 (03-3502-6277 (直))

土壌等の放射性物質緊急実態調査事業

【207百万円】

対策のポイント

農用地の土壌等に含まれる放射性物質の濃度に関する調査を緊急に実施します。

<背景／課題>

- ・ 本年3月の東日本大震災による福島第一原子力発電所事故を受け、放射性物質の降下が見られた地域において、放射性物質から農産物等が受ける影響等を確認し、消費者の健康被害を未然に防止する必要があります。
- ・ 具体的には、周辺地域の農用地の土壌等に含まれる放射性物質の濃度実態を緊急に調査し、的確な取組を進めていく必要があります。

政策目標

農用地の土壌等における放射性物質の濃度を把握し、的確な取組を支援

<主な内容>

東日本大震災による福島第一原子力発電所事故により放射性物質の降下が見られた地域において、農用地の土壌等の放射性物質濃度の調査・分析を緊急に実施します。
(事業実施主体：国)

お問い合わせ先：

消費・安全局農産安全管理課（03-3591-6585（直））

農産物等放射性物質調査・分析対策

【１１０百万円】

対策のポイント

農産物等の放射性物質の濃度に関する調査・分析を緊急に実施します。

<背景／課題>

- ・本年３月の東日本大震災による福島第一原子力発電所事故を受け、放射性物質の降下がみられた地域において、放射性物質から農産物等が受ける影響等を確認し、消費者の健康被害を未然に防止する必要があります。
- ・具体的には、農産物等に含まれる放射性物質濃度の調査・分析を緊急に実施するとともに、今後の対策に資する取組を進めていく必要があります。

政策目標

農産物等における放射性物質の濃度を把握し、農産物等の安全確認を行うとともに、今後の対策に資する取組を推進

<主な内容>

１．（独）農業環境技術研究所における検査体制の強化

８０百万円

放射線測定装置等（３式）を整備し、農産物や土壌の放射性物質濃度の調査・分析を緊急に実施します。

（ 交付率：定額
事業実施主体：（独）農業環境技術研究所 ）

２．（独）農林水産消費安全技術センターにおける検査体制の強化 ３１百万円

放射線測定装置等（２式）を整備し、飼料等の放射性物質濃度の調査・分析を緊急に実施します。

（ 交付率：定額
事業実施主体：（独）農林水産消費安全技術センター ）

※ 平成２３年度当初予算において、別途、放射線測定装置等を２式整備し、調査・分析体制を緊急に強化。

お問い合わせ先：

１の事業 農林水産技術会議事務局技術政策課

（０３－３５０１－４６０９（直））

２の事業 消費・安全局総務課

（０３－３５９１－４８３０（直））

輸出農産物等放射能検査対応事業

【156百万円】

対策のポイント

都道府県及び民間検査機関に対する放射能測定機器整備等の支援及び日本産農林水産物・食品の安全イメージを回復・増進するためのプロモーションを行います。

<背景／課題>

- ・東日本大震災に伴い、諸外国は放射能汚染を危惧して日本からの輸入品の安全性を確認するために日本産農林水産物・食品に対し、放射能検査証明を要求する動きがあります。
- ・このような中、日本産農林水産物・食品の輸入に当たって、EUをはじめとする一部の国では放射能検査証明書の添付を義務付けており、こうした動きに追随する国が続出してきています。
- ・このため、増加する全国の輸出事業者の検査ニーズに対応できるよう主要な都道府県のほか民間検査機関に輸出用の放射能検査機器を導入する必要があります。
- ・また、検査を受ける事業者が増えること等により日本産品の放射性物質に係るデータを蓄積し、このデータと我が国が講じている安全確保対策とを併せて情報発信することにより、日本産品への信頼回復に努める必要があります。

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を1兆円水準とする

<主な内容>

1. 輸出農産物等放射能検査対応事業

133百万円

都道府県又は民間検査機関（厚生労働省認定）が輸出に取り組む事業者の輸出品に係る放射能検査（セシウム、ヨウ素などの放射性物質）を行う場合に、その測定機器整備等に要する費用を支援します。

補助率：1／2以内
事業実施主体：都道府県、民間団体

2. 輸出農産物等信頼回復活動事業

24百万円

(1) 輸出先国・地域に対し、日本産農林水産物・食品は、厚生労働省が示した暫定規制値を下回るものしか流通・販売されていない等の正確な情報提供を行うための広報資材等を作成し、日本産農林水産物・食品の安全イメージを回復・増進します。

(2) (1) で作成した広報資材等をもって輸出額が大きい東アジア4か国、米国、EU等に対して直接説明を行うこと等を通じて、日本産農林水産物・食品についての情報（国内の措置結果及び海外での評価）をこれら諸国に積極的に発信し、日本産農林水産物・食品の信頼回復と輸出の推進を図ります。

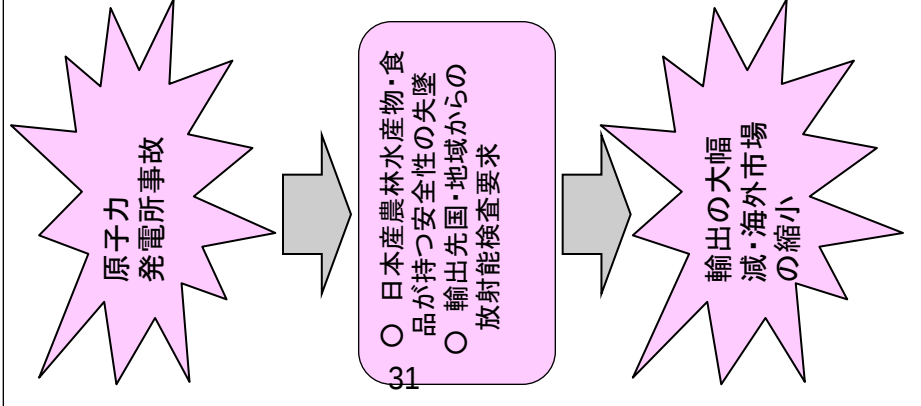
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

大臣官房国際部貿易関税チーム輸出促進室（03-3502-3408（直））

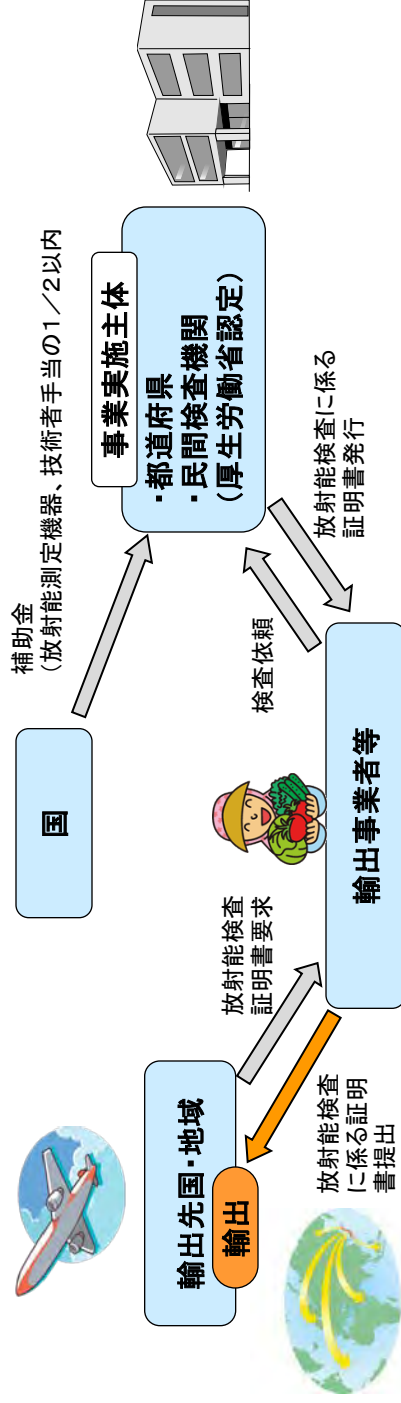
輸出農産物等放射能検査対応事業

都道府県又は民間検査機関が輸出品に係る放射能検査を行うための放射能測定機器整備等の支援及び日本産農林水産物・食品の安全イメージを回復・増進するためのプロモーションを行います。



1. 輸出農産物等放射能検査対応事業（補助事業）

- 都道府県又は民間検査機関（厚生労働省認定）が輸出に取り組む事業者の輸出品に係る放射能検査（セシウム、ヨウ素等）を行う場合に、その測定機器整備に要する費用及び技術者手当のそれぞれ1/2以内を補助。



2. 輸出農産物等信頼回復活動事業（委託事業）

- 日本産農林水産物・食品は、厚生労働省が示した暫定規制値を下回るものしか流通・販売されないことを周知するための広報資材等を作成
- この広報資材等をもって輸出額が大きい東アジア4カ国、米国、EU等に対して直接説明を行うこと等を通じて、信頼回復を図るための情報（国内の措置結果及び海外での評価）等をこれら諸国に積極的に情報発信

○海外市場への輸出の継続

○日本産農産物等の信頼回復

山林施設災害復旧等事業（公共）

【15, 670百万円】

対策のポイント

地震や津波により現時点で被災が明らかになっている治山施設等を早期に復旧し、再度災害の発生を防止します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災が発生し、東北地方を中心とした海岸部では津波災害、上信越地方等では山地災害により多くの人命・財産が失われるなど甚大な被害が生じています。
- ・地震で発生した津波により、海岸部の保安林における防潮堤等の施設が破壊され機能が滅失しているほか、地震による山腹崩壊や林道損壊等の被害が発生しており、次期の風浪、高潮、津波、豪雨等により再度災害が発生するおそれが高いことから、早期に復旧することが必要です。

政策目標

被災した山林施設等の速やかな復旧整備

<主な内容>

1. 山林施設災害復旧事業

10, 935百万円

地震、津波により被災した治山施設、林道施設の災害復旧を実施します。

〔国費率（基本）：10/10、2/3、6.5/10、5/10※〕
事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林組合等〕

2. 山林施設災害関連事業

4, 735百万円

施設災害復旧事業を実施するのみでは、再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められる場合に、これと併せて行う当該被災施設又はこれを含めた一連の施設の改良事業等を実施します。

〔国費率（基本）：10/10、2/3、5/10※〕
事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林組合等〕

※激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案（仮称）による嵩上げ制度あり

〔お問い合わせ先：
林野庁治山課山地災害対策室（03-3501-4756（直））
林野庁整備課（03-6744-2304（直））〕

緊急治山対策・被害森林緊急復旧対策（公共）

【2, 848百万円】

対策のポイント

被災した山地、海岸部の保安林の復旧整備や、山火事の被害木の除去・処理及び復旧造林等を緊急的に実施します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災が発生し、東北地方を中心とした海岸部では津波災害、上信越地方等では山地災害により多くの人命・財産が失われるなど甚大な被害が生じており、被災箇所の森林の機能を早期に回復させることが必要です。
- ・また、地震や津波によって発生した火災により山火事被害を受けた森林等について、早急に復旧造林等を実施し、森林の機能を回復させることが必要です。

政策目標

- 緊急的な治山対策の実施による被災地域の安全・安心の確保
- 山火事被害を受けた森林等の早期復旧による公益的機能の確保

<主な内容>

1. 緊急治山対策

2, 630百万円

地震、津波等で被災した山地、海岸部の保安林のうち、緊急的な復旧整備を必要とする箇所について、復旧治山事業、防災林造成事業等を実施します。

国費率：10／10、2／3、1／2等
事業実施主体：国、都道府県

2. 被害森林緊急復旧対策

218百万円

地震の影響により山火事被害等を受けた森林の被害木の除去・処理及び復旧造林、海岸周辺等の被害森林の復旧並びに森林への漂着物の除去・処理等を実施します。

国費率：10／10、3／10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、林業事業体等

お問い合わせ先：

- 1の事業 林野庁治山課 (03-6744-2308 (直))
- 2の事業 林野庁整備課 (03-3502-8065 (直))

震災復旧対策緊急調査（公共）

【97百万円】

対策のポイント

航空写真等により被災地域を広域に把握・分析し、海岸部の保安林の復旧・整備等の具体的な方策を検討するための調査を実施します。

＜背景／課題＞

- ・東日本大震災が発生し、東北地方を中心とした海岸部では津波災害、上信越地方等では山地災害により多くの人命・財産が失われるなど甚大な被害が生じています。
- ・被災箇所は広域に及んでおり、地震やこれに伴う津波により被災した箇所の実態を航空写真等により詳細に把握・分析し、被害状況に応じた対策を検討することが必要です。

政策目標

復旧対策を検討するための保安林等の被災状況把握・分析

＜主な内容＞

1. 地震による津波災害、山地災害の実態把握

地震前後の航空写真等の画像データにより、防潮護岸等の施設や海岸部の保安林等の被災状況を把握・分析します。

2. 災害復旧計画の検討

被災箇所において、対策を講じない場合に今後想定される潮害、風害、飛砂等の影響の分析を行い、復旧計画を検討します。

3. 被災状況に応じた復旧対策の検討

現地調査等を実施し、適切な工種・工法等を検討するとともに、復旧に要する期間を算定します。

（国費率：10／10）
事業実施主体：国

（お問い合わせ先：
林野庁治山課 （03-6744-2308（直））

木材供給等緊急対策

【5, 924百万円】

対策のポイント

仮設住宅等の復旧資材確保のため、早期に稼働可能な木材加工流通施設等の廃棄・復旧・整備や原木流通に対して支援します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災により、現地では、避難生活が長期化する懸念が生じていることから、仮設住宅の建築や瓦礫の処理を迅速かつ円滑に進めていくとともに、仮設住宅等の整備に必要な木材を早急に供給することが必要です。
- ・このため、早期に稼働可能な木材加工流通施設等の廃棄・復旧・整備や原木流通に対する支援等に緊急的に取り組み、被災者の生活再建のために必要な資材確保等を図ります。

政策目標

仮設住宅等の復旧資材の確保（5か月で応急仮設住宅6万戸等）

<主な内容>

1. 木材加工流通施設等の廃棄・復旧・整備

5, 300百万円

被災した木材加工流通施設等について、早期に稼働可能な施設の廃棄・復旧・整備と、瓦礫処理の円滑化等に資する木材破砕機の整備に対して支援します。

補助率：1／2
事業実施主体：森林組合、素材生産業者、木材加工業者、
木質バイオマス需要者等からなる協議会等の構成員

2. 間伐材等の流通コスト等支援

624百万円

（1）流通コスト支援

復旧に必要な資材用の木材で、被災工場の在庫原木や被災工場に出荷していた地域の原木等を、非被災工場等で受入れする場合の流通に対して、距離に応じて支援します。

（2）流出木材の処理コスト支援

震災により港湾等に流出した木材の回収を、所有者等が行う場合に支援します。

補助率：定額、1／2
事業実施主体：森林組合、素材生産業者、木材加工業者、
木質バイオマス需要者等からなる協議会等の構成員

お問い合わせ先：

- 1、2の事業 林野庁木材産業課 (03-6744-2294 (直))
1の事業 林野庁木材利用課 (03-6744-2297 (直))

林業・木材産業等の金融支援措置

【9, 898百万円】

対策のポイント

被災した林業者・木材産業者等の災害復旧に必要な資金について、金利・保証料等の負担軽減を図ります。

<背景／課題>

- ・東日本大震災により被災した林業者・木材産業者が、資金を円滑に調達できる環境の確保を図り、災害復旧を支援する必要があります。
- ・また、被災した森林組合の経営再建を支援する必要があります。

政策目標

災害復旧等に必要な資金の融通の円滑化

<主な内容>

1. 災害復旧関係資金利子助成事業

505百万円

被災林業者等が、日本政策金融公庫の災害復旧関係資金を借り入れる場合の金利負担に対し、最大2%の利子助成を行います。

また、日本政策金融公庫資金を無担保・無保証人で借り入れることができるよう、日本政策金融公庫に対する出資を行います。

融資枠：35億円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体、(株)日本政策金融公庫

2. 東日本大震災復旧林業信用保証事業

9,370百万円

被災林業者・木材産業者が、復旧事業に必要な資金調達のために、(独)農林漁業信用基金から保証を受ける際の保証料の助成等を行います。

また、災害復旧に必要な資金を円滑に調達するための無担保・無保証人保証を行うため、(独)農林漁業信用基金に対する出資を行います。

保証枠：182億円
補助率：定額
事業実施主体：(独)農林漁業信用基金

3. 森林組合経営再建緊急支援事業

23百万円

被災した森林組合が、経営再建・経営維持安定のため、金融機関から必要な資金を借り入れる場合の金利負担に対し、最大2%の利子助成を行います。

融資枠：23億円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：

- 1、2の事業 林野庁企画課 (03-3502-8037 (直))
3の事業 林野庁経営課 (03-6744-2287 (直))

林業・木材産業等の金融支援措置

平成23年度補正追加要望額9, 898百万円

○ 被災した林業者・木材産業者等の災害復旧等に必要な資金について、金利・保証料等の負担軽減を図ります。

融資		対象者	資金使途	限度額	講じる措置の概要
公庫資金	林業基盤整備資金	林業者	被害造林地、樹苗用施設、林道の復旧	借受者の負担額の80%	・無利子 ・無担保・無保証人貸付
	農林漁業セーフティネット資金	林業者	長期運転資金	600万円	
	農林漁業施設資金	林業者又は林業を併せ営む木材産業者	林業機械、林産加工施設等の復旧	借受者の負担額の80%等	
民間資金	森林組合経営再建緊急支援事業	被害を受けた森林組合	経営の再建・経営の維持安定	経営再建のための資金(融資枠)8,000万円	・無利子
	天災資金	林業者	種苗、薪炭原木、しいたけほだ木等林業経営に必要な資金	個人:250万円 法人:2,500万円	・無利子

保証		対象者	保証対象資金	保証割合	講じる措置の概要
東日本大震災復旧林業信用保証		林業者又は木材産業者	被災事業者の事業復旧等に必要な運転資金及び設備資金	100%	・無担保・無保証人保証引受 ・保証料無料

きのこ原木の安全性確保対策

【17百万円】

対策のポイント

消費者に安全なきのこを供給するため、その生産基盤であるきのこ原木の安全性を検証し、安定供給方策等を取りまとめます。

＜背景／課題＞

- ・福島第一原子力発電所事故に伴い、きのこも含めた農作物の安全性の調査が実施されております。
- ・こうした中で、食品としての「きのこ」だけでなく、きのこの生産基盤である「原木」の安全性を確保することが必要です。

政策目標

国産きのこ類の生産量447千トン（平成20年）を472千トン（平成27年）に増産

＜主な内容＞

きのこ原木の安全性確保対策

- （１）放射性物質が「きのこ原木」に与える影響に関する調査をします。
- （２）福島原発周辺地域の「きのこ原木」のサンプリング調査をします。

〔委託先：民間団体〕

[お問い合わせ先：林野庁経営課（03-3502-8059（直））]